

出席議員付不招議員と同いである。

一出席議員付次の通りである。

出席議員付不招議員と同いである。

一議事事務局の職員付次の通りである。

事務局長 金子國利 書記 正次郎 市川昭利

一地方自治法第百六拾七条の規定により、会議事件説明のため出席を求め

たもの付次の通りである。

町長 瀬古 晴蔵	助役 川 澄 金吉	助役 篠崎 俊夫
収入役 大 野 忠一	助役 貴井 喜八次	町長 橋本 孝蔵
水道 高 水 永	町長 森 田 猛	町長 生 町 田 信二
町長 古 谷 徳男	町長 上 野 重勝	町長 上 木 晴 侯 晴吉
町長 田 村 忠雄	町長 別 田 猛	

一今日の議事日程付次の通りである。

日程第一 会期の決定について

日程第二 会議録署名議員の指名について

日程第三 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例について

日程第四 福生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

日程第五 福生町請得条例の一部を改正する条例について

日程第六 営造物の廃止について

日程第七 福生町新物処理場使用条例を廃止する条例について

日程第八 福生町固定資産評価審査委員会委員選任同意について

日程第九 福生町教育委員会委員の選任同意について

日程第十 町立福生第一小学校の舎の一部取壊し処分について

日程第十

契約締結について「教育関係」

日程第九

契約締結について「教育関係」

日程第八

契約締結について「水道関係」

日程第七

在日朝鮮公使の祖国往來に関する請願書「請願第四号」

日程第六

国道十六号に通過する所道処~~増~~置に関する請願書「請願第五号」

日程第五

排水施設等設置に関する請願書「請願第六号」

日程第四

道路舗装請願書「請願第七号」

日程第三

保育施設立請願書「請願第八号」

一本日の会議事件は次の通りである

議事日程に同じである

開会 午前九時二十分

議長(高橋千春) 本日は早朝からお忙し、と云う方数御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議長(高橋千春) ただいまより昭和三十一年度第五回福生町議会臨時会を開きます。

議長(高橋千春) 出席議員は現在二十三名でございます。よって本日の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。

五、いたしました。ただちに本日の会議を開きます。

議長(高橋千春) 日程に入り前に所長から御挨拶を願います。

町長(瀬古清蔵) 非常にお忙しいところ又御多忙の中を御出席いただきまして、誠にうれしく御審議いただきまして、御協力いただきまして、ありがとうございます。よろしく御審議いただきまして、御協力いただきまして、ありがとうございます。よろしく御審議いただきまして、御協力いただきまして、ありがとうございます。

議長(高橋千春) 日程第一、会期の決定について、議題に供します。本会期につきましては、議会議事運営委員会に於いて検討され、あります。本委員長の御報告を願います。

報告を願います。

一、町長(神野藤彦) 本日の臨時会の開催にあたりまして、先般理事者並びに各委員より議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、皆様の手おきに配布してあります。プリントの通り、十天項目あり、あります。

また、本年八月午後二時から、議会議事運営委員会を開き、まことに慎重に、

一議長(高橋千春)理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫)議案第二十号福生町の職員の給与に關する条例の部を改正する
条例について御説明申し上げます。本案もただいま御議決いただきました議員の
報酬及び費用弁償条例と同様に所屬職員に支給いたします。期末手当に關す
る規定の改正がその内容でございます。まず第十一条の第一項に後段として
本条記載の通りの条文を含めまして六月十五日あり、七月十五日と定められ
おります。期末手当の支給日前一ヵ月以内に退職職員が退職又は死した場合は
にも議員さんと同じように原則として期末手当を支給することになります。次に
日給者の助言に基づきまして改めようとするものがございます。次の第三項の関
係は本年六月十五日現在に職員に支給いたします。期末手当の支給率改めの
ものは改正内容でありまして、前段として期末手当の額が改められ、支給
費現在に於いて職員が受けかねる報酬及び扶養手当の月額、合計額改めの
算定の基礎となる旨明確に規定いたします。ことに従来功金の期末手当は



支給月額の百分の百五十五でありましたものを本年六月十五日のぶんからその支
給率を百分の百五十に改めようとするものがございます。職員には議員さん
とちがい、それより期末手当のほかに功金に支給する月額の百分の五十に相当す
る勤励手当というものが別に支給することがあります。その代、職員に
支給する実質的に償還として従来は期末手当が自分の百五十五に勤
励手当が百分の三十、合計自分の百八十五でありましたものを本年六月十
日の支給分から本条記載の通り自分の百五十、勤励手当が自分の三十であ
ります。この合計は、さきよく自分の二百と改めようとするもののべし
でございます。なお御参考をまづに本年六月支給する償還の総額を申し上げます
すと議員、職員等を合算して合計約二十四十二万円でございます。御
審議いただきまして、採案通り御決断あらんことを功願いたします。
一議長(高橋千春)二れより質疑を行います。
(質疑なしとす)



一 議長(高橋千春)ニハレハ質疑を締結いたします。

一 議長(高橋千春) 功ばかりにいたします。議案第七十四号は原案通り決す方に御
異議ありませんか。

(異議なしと仰ぶ者あり)

一 議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よゝゝ議案第七十四号は原案通り可決い
たしおし。

一 議長(高橋千春) 日程第五福生町消防条例の一部を改正する条例について議案第七十五
号を議題に供します。事務局長をレハ議題の朗読にさせます。

一 事務局長(生子国利) 朗読

一 議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一 助役(保崎俊夫) 議案第七十五号福生町消防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げ
ます。消防料金の改正問題につきましても去る八月五日に全員協議会を開き、
しまし、また人座の処理手数料につきましても去る昭和三十一年の六月に現行

料金を所帯月五十円を決定した當時に比べても最近に於ける諸物価並に
に人件費の高騰は著しく、現状では所帯あたり月に二百十五円三十六銭とい
う相当多額の経費を必要とし従って昭和三十一年度における本事業の収支手
続も近く改定を予想されます。職員の給与ベースの改定、こういった人件費増
題を別にいたしましても大体本年度の収入予算額は二百二十四万円に對し、
支出は大きく九百二十五万円と相当多額の財政負担に於ておることに、本
業の利用者数は漸次ふえつつあります。現状とすれば全所帯数の五割程度
ばかりで、従って本事業の経費は全所帯が負担する租税収入と利用者のみか
負担する手数料収入の二本柱に依りて支出するわけであり、また現行の手
月額は五十円という数字は手数料収入の比率があり、これはもとより少く
なすこと、また水取手数料につきましても三町協同によります新
し水処理場の完成を機に福生町が負担すべき額は年間八百二十万円に
なり、処理経費の一部は充てたしますために料金の改正を行いた、旨を過日



の全員協議会に示すも御提案を申し上げ、ふらの問題につき極め入横
重にス活発な御意見を頂戴したとのベツギ、オレイ本問題は各家庭
の台所に反映いたします重要問題でありますために当然なことであり
ますけれども審議の過程に於ける議員の皆様方の見解な御態度に對
し、心な敬意を表わす次第であります。さへ本条例の改正案の
内容につきオレイは實質的には過日の全員協議会に於いて御説明申し上げ
ことになわけがあります。かゝる二、三、逐条的に御説明申し上げたいと存
じます。まず最初の第五条の四條は、物品処理手数料の金額を定めた規定
ベツギ、オレイ現行規定は御承知のように普通料金に月額五十円と定
められ、そのベツギ、オレイは過日慎重に御審議したところにより、これ
を元月一日から天増の月額八十円に改めようとするものベツギ、オレイ
特定料金は、オレイの端数につき月額十円と定められ、そのもの
のを普通料金と同じように天増といたし、オレイ月額十円に改められ、改



めようとするものベツギ、オレイ、なおこの機会に御参考を、に申し上げま
すと人塵収集の申し込者、過日三千四百二十四所帯であり、オレイ残り
の四〇にあたり、百五十六所帯が特定料金を納め、そのうち、新帯ベツギ、オ
レイ、又、本業実施にともなう増収予想額は、年間百四十三万円の増収と
なり、ベツギ、オレイ、ただ本年度は九月から実施と、このこと、本年度に於て
オレイは、約八十三万円の増収という見込みとなり、そのベツギ、オレイ、平年度は
百四十三万円の次の水収取り手数料は現行規定は、一、梅あたりにつき四十円と
定められ、ベツギ、オレイ、すが、過日全員協議会の際に御説明申し上げ、オレイ、
うに、三所協同による新、水処理場の処理経費の福生町負担分は、年間の八
百二十万、この経費の一部に充当いたしますために、九月一日から、これを年
月に改正しようとするものベツギ、オレイ、オレイ、新料金を御決定したところ、
と、梅あたりの収入内訳は、業者が、五十六円、衛生組合が、処理手数料として四十円
町の収入が、十円、このことにより、オレイ、本業を、実施いたしますと、町の収入見込



額は収取者の販売手数料を差し引いた年間の二百十七万円でございます。
 ます、初年度である本年度は経中から戻金いたします関係から百二十五
 万円程度の収入があるとかように推定しております。次の第十年度の
 この水収取者との見込みがござりまするかこの規定は収取者に関する
 規定はござります。過日の全員協議会の席上でも申し上げましたように三所
 協同によります新し水処理場の完成の機会に系統制など処理場の規制を
 防止いたしますために三所から水処理車と同じ色の収取券を発行する
 ことにござります。また水一項は水の手数料は所が発行
 する収取者により納付しなげねばならぬ、日を定め次の水二項は清掃収取
 者の種類はすべし御説明いたしましたように一掃券と二掃券の二種類を発行す
 る予定でございます。又三項は占有者という言葉が出入りしますがこの意
 味は清掃条例の三条に清掃地域内及び建築物の占有者(占有者がない場合に
 は管理者とする)以下占有者という条文を受け入れているとあります。この占有



者という意味は土地及び建築物の占有者を意味しております。この二
 の二項に付た収取者を設けておし、ただし町長の指定する者にのみ交付を委託
 するものとござります。実質的にはこの委託は町会
 に委託願ひ申し上げる予定にござります。又、水一項は水の手数料は所が発行
 するものとござります。二項は水の手数料は所が発行するものとござります。三項は水の手数料は所が発行するものとござります。四項は水の手数料は所が発行するものとござります。五項は水の手数料は所が発行するものとござります。六項は水の手数料は所が発行するものとござります。七項は水の手数料は所が発行するものとござります。八項は水の手数料は所が発行するものとござります。九項は水の手数料は所が発行するものとござります。十項は水の手数料は所が発行するものとござります。十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。二十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。三十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。四十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。五十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。六十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。七十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。八十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十一項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十二項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十三項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十四項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十五項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十六項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十七項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十八項は水の手数料は所が発行するものとござります。九十九項は水の手数料は所が発行するものとござります。百項は水の手数料は所が発行するものとござります。



を町会にさし上げますと町会の年間収入といたしおしは平年度は四十万から五
 十万程度の収入が町会全体にわかれがあります。本年度九月から実施
 予定でありますので、三十万程度の収入との方の件であります。これに
 おしおしは町会を通じおしおしは水取取者を販売して、かように考えられ
 ます。次の第三項にありおしおしは占有者や取取の際、取取人に対しおし
 侮教に相当する取取者を交付しおしおしは、旨を規定しておしおしは
 取人に対し水取取場へ投入する場合に、おしおしはの量に、おしおしはと
 決水取取場の方と提出しおしおしは、制度として、おしおしはとすもの、おし
 ます。最後の第十三条の三は、おしおしはに交付したおしおしは現金を引換し
 に町長が事情止むを得ない、と認められた場合は、この限りではない。こ
 うい規定を設
 けおしおしは引換しおしおしは、おしおしはの他事情止むを得ない場合を
 取取の現金を引換しおしおしは規定を設けおしおしはあります。おしおし
 けおしおしは、昭和三十一年九月一日から施行しようとするもの、おし
 ます。



おしおしは上げますと町会の年間収入といたしおしは平年度は四十万から五
 十万程度の収入が町会全体にわかれがあります。本年度九月から実施
 予定でありますので、三十万程度の収入との方の件であります。これに
 おしおしは町会を通じおしおしは水取取者を販売して、かように考えられ
 ます。次の第三項にありおしおしは占有者や取取の際、取取人に対しおし
 侮教に相当する取取者を交付しおしおしは、旨を規定しておしおしは
 取人に対し水取取場へ投入する場合に、おしおしはの量に、おしおしはと
 決水取取場の方と提出しおしおしは、制度として、おしおしはとすもの、おし
 ます。最後の第十三条の三は、おしおしはに交付したおしおしは現金を引換し
 に町長が事情止むを得ない、と認められた場合は、この限りではない。こ
 うい規定を設
 けおしおしは引換しおしおしは、おしおしはの他事情止むを得ない場合を
 取取の現金を引換しおしおしは規定を設けおしおしはあります。おしおし
 けおしおしは、昭和三十一年九月一日から施行しようとするもの、おし
 ます。

おしおしは上げますと町会の年間収入といたしおしは平年度は四十万から五
 十万程度の収入が町会全体にわかれがあります。本年度九月から実施
 予定でありますので、三十万程度の収入との方の件であります。これに
 おしおしは町会を通じおしおしは水取取者を販売して、かように考えられ
 ます。次の第三項にありおしおしは占有者や取取の際、取取人に対しおし
 侮教に相当する取取者を交付しおしおしは、旨を規定しておしおしは
 取人に対し水取取場へ投入する場合に、おしおしはの量に、おしおしはと
 決水取取場の方と提出しおしおしは、制度として、おしおしはとすもの、おし
 ます。最後の第十三条の三は、おしおしはに交付したおしおしは現金を引換し
 に町長が事情止むを得ない、と認められた場合は、この限りではない。こ
 うい規定を設
 けおしおしは引換しおしおしは、おしおしはの他事情止むを得ない場合を
 取取の現金を引換しおしおしは規定を設けおしおしはあります。おしおし
 けおしおしは、昭和三十一年九月一日から施行しようとするもの、おし
 ます。

おしおしは上げますと町会の年間収入といたしおしは平年度は四十万から五
 十万程度の収入が町会全体にわかれがあります。本年度九月から実施
 予定でありますので、三十万程度の収入との方の件であります。これに
 おしおしは町会を通じおしおしは水取取者を販売して、かように考えられ
 ます。次の第三項にありおしおしは占有者や取取の際、取取人に対しおし
 侮教に相当する取取者を交付しおしおしは、旨を規定しておしおしは
 取人に対し水取取場へ投入する場合に、おしおしはの量に、おしおしはと
 決水取取場の方と提出しおしおしは、制度として、おしおしはとすもの、おし
 ます。最後の第十三条の三は、おしおしはに交付したおしおしは現金を引換し
 に町長が事情止むを得ない、と認められた場合は、この限りではない。こ
 うい規定を設
 けおしおしは引換しおしおしは、おしおしはの他事情止むを得ない場合を
 取取の現金を引換しおしおしは規定を設けおしおしはあります。おしおし
 けおしおしは、昭和三十一年九月一日から施行しようとするもの、おし
 ます。

一、主番(中西虎蔵)手数料の他車の色わけということを前にも言われましたが、番種
変更方法や自動車の色録番号のありかと思えますが、二色にのみ行なうはし
いと、うことを申し上げます。同じような車もあるかも知れませんが、同時に動
物性のもので投入されたものがあり、色わけの車がありと言ふことも、さうい
うこと、思ふますか、登録番号を色別して、ただけで絶対まちがいは、と思ひ
ますので、御要望申し上げます。

一、^{（補助役）}篠崎俊夫（こゝろが中ノ裏かまレマ、い方と、うこも聞クあります明
日、取業者が来オリオレ、材料や三所協同の新倉々がありますの、それウ
い、こも出レオレ、今後ウレレ、この、けい、ように、レレレ、と思、います。又、車
の登録番号の併、入、すが、私も、良、い、こ、だ、と思、いますの、それ、の、ように、話、した、い
と思、います。

一、牛番（中雨虎藏）色別もけつ二うやと思へますか。二の登録番号はかえらぬわいの
のべは、のべ御意見をもし上げな次第です。

一七番(石川信義)本件につきおしへは特に異議を申すものはないが、おせんか
これに同意してこの際理事者に功願のご要望を申し上げたいと思ふ。申すまでもなくこの際処理場につきおしへは長期間議会も大理事者
におかれおしへも非常に苦しい状態におかれようからして五紙に完成した
のべあります。今日にいたしますめや捨場等の他の問題によりおしへの
この御迷惑をかけられたのべあります。御承知の通り三軒による五紙増
し承認現場がおきよりおしへのべととも業者も大変なしょうがござる
だけ佐氏(のサービスをしていただろうおしへ結果不便をおかけしております。
たが今後けり、~~た~~たこのないようにスペースに業者と佐氏との間々処理ベ
タリのように理事長者が強く申し上げながらに功願にいたします。もう一つこの
際申し上げておりますが、むいとも佐氏直接の利害に関するものは値上げ、ある
いは改正等につきおしへは今後審議の過程にあることも十分御検討の上議会の方
に御提案したいと思ふ。